



浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 119 号

浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程の一部を改正する告示

浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程（平成17年告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業の申出書（様式第1号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減事業申出書」に改め、同条第3項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業の決定通知書（様式第2号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減事業決定通知書」に改める。

第5条中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第3号）」を「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」に改める。

第6条第2項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象決定通知書（様式第4号）」を「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書」に改める。

第7条中「様式第5号。」を削る。

第10条第1項中「の14日前」を削る。

第17条中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書（様式第6号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書」に改める。

第19条第2項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書」に改める。

第21条中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金実績報告書（様式第8号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金実績報告書」に改める。

第22条中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金確定通知書（様式第9号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金確定通知書」に改める。

第24条第1項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金請求書（様式第10号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金請求書」に改め、同条第2項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金概算払請求書（様式第11号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金概算払請求書」に改め、同条第3項中「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金精算書（様式第12号）」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金精算書」に改める。

第28条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

この告示は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程（平成17年告示第65号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程 平成17年12月 7 日 告示第65号 注 平成28年 3 月から改正経過を注記した。 （社会福祉法人等による申出） 第 2 条 社会福祉法人及び市町村長が認めた事業主体（以下「社会福祉法人等」という。）は、介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行おうとするときは、<u>社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業の申出書（様式第 1 号）</u>に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出るものとする。 2 〔略〕 3 市長は、前項の規定により決定を行ったときは、<u>社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業の決定通知書（様式第 2 号）</u>により、社会福祉法人等に通知するものとする。 （対象確認申請） 第 5 条 申請者は、<u>社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第 3 号）</u>を市長に提出するものとする。 （軽減の決定）	浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程 平成17年12月 7 日 告示第65号 注 平成28年 3 月から改正経過を注記した。 （社会福祉法人等による申出） 第 2 条 社会福祉法人及び市町村長が認めた事業主体（以下「社会福祉法人等」という。）は、介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行おうとするときは、<u>社会福祉法人等利用者負担額軽減事業申出書</u>に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出るものとする。 2 〔略〕 3 市長は、前項の規定により決定を行ったときは、<u>社会福祉法人等利用者負担額軽減事業決定通知書</u>により、社会福祉法人等に通知するものとする。 （対象確認申請） 第 5 条 申請者は、<u>社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書</u>を市長に提出するものとする。 （軽減の決定）

第6条 〔略〕

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（確認証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により利用者負担額軽減の対象者として承認した者（以下「対象者」という。）に、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第5号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の更新）

第10条 対象者は、確認証を毎年8月1日に更新するものとし、有効期限が満了する日の14日前までに更新の申請をするものとする。

2 〔略〕

（補助金の交付申請）

第17条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、毎年度市長が別に定める期日までに、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

（補助金の交付決定）

第19条 〔略〕

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通

第6条 〔略〕

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書により、申請者に通知するものとする。

（確認証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により利用者負担額軽減の対象者として承認した者（以下「対象者」という。）に、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（ 以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の更新）

第10条 対象者は、確認証を毎年8月1日に更新するものとし、有効期限が満了する日 までに更新の申請をするものとする。

2 〔略〕

（補助金の交付申請）

第17条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、毎年度市長が別に定める期日までに、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

（補助金の交付決定）

第19条 〔略〕

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書

知書（様式第7号）により社会福祉法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第21条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い期日までに、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、毎年度市長が別に定める期日までに、市長に事業の実績を報告するものとする。

（補助金額の確定）

第22条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金確定通知書（様式第9号）を補助事業者に通知する。

（補助金の請求等）

第24条 補助事業者（概算払を受けた補助事業者を除く。）は、第22条に規定する確定通知を受けたときは社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金請求書（様式第10号）により補助金の請求をするものとする。

2 前条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、前項の規定にかかわらず第19条第2項に規定する決定通知を受けた後に、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金概算払請求書（様式第11号）により補助金の請求をするものとする。

_____により社会福祉法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第21条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い期日までに、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金実績報告書_____に関係書類を添えて、毎年度市長が別に定める期日までに、市長に事業の実績を報告するものとする。

（補助金額の確定）

第22条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金確定通知書_____を補助事業者に通知する。

（補助金の請求等）

第24条 補助事業者（概算払を受けた補助事業者を除く。）は、第22条に規定する確定通知を受けたときは社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金請求書_____により補助金の請求をするものとする。

2 前条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、前項の規定にかかわらず第19条第2項に規定する決定通知を受けた後に、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金概算払請求書_____により補助金の請求をするものとする。

3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、第22条に規定する確定通知を受けたときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金精算書（様式第12号）を市長に提出し補助金を精算するものとする。

（雑則）

第28条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項_____は、市長が別に定める。

様式第1号（第2条関係）

〔略〕

様式第2号（第2条関係）

〔略〕

様式第3号（第5条関係）

〔略〕

様式第4号（第6条関係）

〔略〕

様式第5号（第7条関係）

〔略〕

様式第6号（第17条関係）

〔略〕

様式第7号（第19条関係）

〔略〕

様式第8号（第21条関係）

3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、第22条に規定する確定通知を受けたときは、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金精算書_____を市長に提出し補助金を精算するものとする。

（雑則）

第28条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔略〕	
<u>様式第 9 号（第22条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第10号（第24条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第11号（第24条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号（第24条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	